

社保庁からの住所情報提供が可能に (DB・DC)～意見募集開始～

対象先	DB年金	厚年基金	適格年金	退職金	その他
	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他
内容					

ポイント

確定給付企業年金や企業型確定拠出年金制度において、未請求者対策に伴う省令改正について意見募集が開始されましたので、ご案内申し上げます。

- 年金・一時金等の未請求者対策として、社保庁から加入者に関する住所情報の提供が受けられることとなる。
- 社保庁の個人特定キー項目が「基礎年金番号」であり、企業年金において基礎年金番号を有することが有益であるため、基礎年金番号の管理を義務化する。

意見募集の詳細 <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=Pcm1010&BID=495090111&OBJCD=100495&GROUP=>

改正の概要

1. 基礎年金番号が追加される事項については以下の図の通りです。
2. 省令改正予定日は平成21年10月1日です。

今回手当てされた内容	DB		企業型DC	厚年基金
	基金型	規約型		
加入者原簿へ「基礎年金番号」の追加	今回追加		今回追加	済
事業主からの届出事項へ「基礎年金番号」の追加	今回追加	不要	今回追加	今回変更
DB・企業型DCへの移換時の提出情報へ「基礎年金番号」の追加	今回追加		不要	今回追加

基礎年金番号の届出時期が、加入員の資格取得の届出時期と同時に変更されております。加入時に基礎年金番号がない方の取扱については、現在行政宛に確認中です。

以上